

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和8年4月7日

堺市議会議長 西田 浩延 様

議員氏名 松木 僚

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費 2 その他	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
収入合計	3,240,000	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	219,303	219,303	
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	144,576	144,576	
広 報 ・ 広 聴 費	936,023	936,023	
人 件 費	237,948	237,948	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,087,235	1,087,235	
支 出 合 計	2,625,085	2,625,085	

様式第14号（第7条関係）

令和7年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 松木 僚

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 ガソリン代	4/1～3/31	調査研究のための車輛ガソリン費等に使用した。
【資料購入費】 書籍及び資料の購入	4/1～3/31	議会活動に係る調査研究のための書籍及び資料購入に使用した。
【広報・広聴費】 HP 維持管理費	4/1～3/31	HP 維持管理費等に使用した。
【人件費】 事務職員人件費	4/1～3/31	事務作業に係る人件費として使用した。
【事務・事務所費】 事務所賃貸・事務所費用	4/1～3/31	事務所賃料及び事務用品購入費用等に使用した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4月4日	4-1		3,593	-3,593	携帯電話料金 1月分	㊹	
4月10日	4-2	810,000		806,407	政務活動費 4月～6月分受け入れ		
4月10日	4-3		40,480	765,927	人件費 3月分	㊸	
4月11日	4-4		192,572	573,355	市政報告書 創刊号 デザイン・印刷代	㊷	
4月11日	4-5		177,540	395,815	市政報告書 創刊号 ホスティング代	㊷	
4月21日	4-6		4,736	391,079	インターネット、電話料金3月分	㊹	
4月28日	4-7		2,624	388,455	HP維持管理費4月分	㊷	
4月28日	4-8		1,500	386,955	自動車 異音の為点検、ベルトの張り調節料金	㊹	
4月28日	4-9		2,118	384,837	ガソリン代	㊱	
4月28日	4-10		3,089	381,748	ガソリン代	㊱	
4月28日	4-11		2,658	379,090	ガソリン代	㊱	
4月28日	4-12		6,930	372,160	書籍購入費用	㊶	
4月28日	4-13		1,258	370,902	HPドメイン使用料4月分	㊷	
4月28日	4-14		2,382	368,520	電気料金 4月分	㊹	
4月28日	4-15		3,111	365,409	Adobe systems 利用料3月分	㊹	
4月28日	4-16		53,136	312,273	5月分事務所賃借料	㊹	
4月30日	4-17		352	311,921	文具購入費用	㊹	
4月30日	4-18		2,640	309,281	堺市東区の地図購入費用	㊶	
月計		810,000	500,719				
累計		810,000	500,719	309,281			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
5月7日	5-1		3,324	305,957	携帯電話料金 2月分	⑨	
5月8日	5-2		2,314	303,643	水道料金 令和7年2月13日～令和7年4月11日(58日分)	⑨	
5月9日	5-3		38,560	265,083	人件費 4月分	⑧	
5月27日	5-4		3,111	261,972	Adobe systems 利用料4月分	⑨	
5月27日	5-5		4,368	257,604	HP維持管理費5月分	⑦	
5月27日	5-6		2,640	254,964	書籍購入費用	⑥	
5月27日	5-7		2,750	252,214	書籍購入費用	⑥	
5月27日	5-8		1,016	251,198	ガソリン代	①	
5月27日	5-9		2,215	248,983	ガソリン代	①	
5月27日	5-10		323	248,660	ガソリン代	①	
5月27日	5-11		2,352	246,308	ガソリン代	①	
5月27日	5-12		2,810	243,498	ガソリン代	①	
5月27日	5-13		1,258	242,240	HPドメイン使用料5月分	⑦	
5月27日	5-14		6,880	235,360	日経新聞代4月分	⑥	
5月27日	5-15		53,136	182,224	6月分事務所賃借料	⑨	
				182,224			
				182,224			
月計		0	127,057				
累計		810,000	627,776	182,224			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6月3日	6-1		2,521	179,703	電気料金 5月分	⑨	
6月4日	6-2		3,301	176,402	携帯電話料金 3月分	⑨	
6月10日	6-3		18,080	158,322	人件費 5月分	⑧	
6月24日	6-4		9,811	148,511	事務所電話、インターネット料金4月分、 5月分	⑨	
6月24日	6-5		1,972	146,539	電気料金 6月分	⑨	
6月27日	6-6		3,111	143,428	Adobe systems 利用料5月分	⑨	
6月27日	6-7		4,368	139,060	HP維持管理費6月分	⑦	
6月27日	6-8		4,800	134,260	日経新聞代5月分	⑥	
6月27日	6-9		1,813	132,447	ガソリン代	①	
6月27日	6-10		1,931	130,516	ガソリン代	①	
6月27日	6-11		2,346	128,170	ガソリン代	①	
6月27日	6-12		1,258	126,912	HPドメイン使用料6月分	⑦	
6月27日	6-13		2,790	124,122	自動車オイル交換	⑨	
6月27日	6-14		53,136	70,986	7月分事務所賃借料	⑨	
6月27日	6-15		3,453	67,533	名刺代金	⑦	
				67,533			
				67,533			
月計		0	114,691				
累計		810,000	742,467	67,533			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7月8日	7-2		2,314	65,219	水道料金 令和7年4月12日～令和7年6月11日(61日分)	⑨	
7月10日	7-3	810,000		875,219	政務活動費 7月～9月分受け入れ		
7月10日	7-4		19,040	856,179	人件費 6月分	⑧	
7月25日	7-5		2,204	853,975	電気料金 7月分	⑨	
7月28日	7-6		3,111	850,864	Adobe systems 利用料6月分	⑨	
7月28日	7-7		5,610	845,254	書籍購入費用	⑥	
7月28日	7-8		4,368	840,886	HP維持管理費 7月分	⑦	
7月28日	7-9		2,036	838,850	ガソリン代	①	
7月28日	7-10		5,665	833,185	事務所用プリンターインク購入費用	⑨	
7月28日	7-11		2,162	831,023	ガソリン代	①	
7月28日	7-12		1,000	830,023	日経電子版 6月分	⑤	
7月28日	7-13		4,800	825,223	日経新聞代 6月分	⑤	
7月28日	7-14		462	824,761	日経電子版 5月分	⑤	
7月28日	7-15		2,040	822,721	ガソリン代	①	
7月28日	7-16		2,262	820,459	ガソリン代	①	
7月28日	7-17		2,213	818,246	ガソリン代	①	
7月28日	7-18		1,258	816,988	HPドメイン使用料 7月分	⑦	
7月28日	7-19		12,393	804,595	東京視察 宿泊料6月26日から1泊	①	
7月28日	7-20		14,320	790,275	東京視察 6月26日新幹線代 新大阪→東京	①	
7月28日	7-21		14,520	775,755	東京視察 6月27日新幹線代 東京→新大阪	①	
7月28日	7-22		53,136	722,619	8月分事務所賃借料	⑨	
月計		810,000	154,914				
累計		1,620,000	897,381	722,619			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8月4日	8-1		2,311	720,308	携帯電話料金 5月分	⑨	
8月10日	8-2		16,640	703,668	人件費 7月分	⑧	
8月12日	8-3		21,438	682,230	事務所用プリンターインク、ラベルシール 購入費用	⑨	
8月27日	8-4		171	682,059	ガソリン代	①	
8月27日	8-5		2,565	679,494	ガソリン代	①	
8月27日	8-6		2,789	676,705	ガソリン代	①	
8月27日	8-7		1,844	674,861	ガソリン代	①	
8月27日	8-8		2,564	672,297	ガソリン代	①	
8月27日	8-9		1,690	670,607	自動車交換用ワイパー購入費用	⑨	
8月27日	8-10		1,038	669,569	事務所用スタンプ台黒購入費用	⑨	
8月27日	8-11		3,044	666,525	事務所用回転タップ、ケーブル購入費用	⑨	
8月27日	8-12		1,258	665,267	HPドメイン使用料8月分	⑦	
8月27日	8-13		1,000	664,267	日経電子版 7月分	⑥	
8月27日	8-14		4,800	659,467	日経新聞代 7月分	⑥	
8月27日	8-15		4,368	655,099	HP維持管理費 8月分	⑦	
8月27日	8-16		53,136	601,963	9月分事務所賃借料	⑨	
8月27日	8-17		2,912	599,051	木台ゴム印、定型ゴム印購入費用	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8月27日	8-18		6,758	592,293	事務所用パイプ椅子6個購入費用	⑨	
8月27日	8-19		1,012	591,281	書籍購入費用	⑥	
8月27日	8-20		3,111	588,170	Adobe systems 利用料7月分	⑨	
8月28日	8-21		9,530	578,640	事務所固定電話・インターネット料金6 月分、7月分	⑨	
				578,640			
				578,640			
				578,640			
				578,640			
				578,640			
				578,640			
				578,640			
				578,640			
				578,640			
				578,640			
				578,640			
				578,640			
				578,640			
月計		0	143,979				
累計		1,620,000	1,041,360	578,640			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
9月2日	9-1		1,895	576,745	電気料金 8月分	⑨	
9月4日	9-2		2,318	574,427	携帯電話料金 6月分	⑨	
9月4日	9-3		92,856	481,571	プロジェクター、スクリーン購入費用	⑨	
9月9日	9-4		2,390	479,181	水道料金 令和7年6月12日～令和7年8月13日(63日分)	⑨	
9月10日	9-5		17,120	462,061	人件費 8月分	⑧	
9月29日	9-6		2,667	459,394	ガソリン代	①	
9月29日	9-7		2,188	457,206	ガソリン代	①	
9月29日	9-8		1,667	455,539	ガソリン代	①	
9月29日	9-9		1,978	453,561	ガソリン代	①	
9月29日	9-10		156	453,405	ガソリン代	①	
9月29日	9-11		2,590	450,815	ガソリン代	①	
9月29日	9-12		2,190	448,625	自動車エアコンフィルター購入費用	⑤	
9月29日	9-13		3,824	444,801	パソコン付属コード購入費用	⑤	
9月29日	9-14		3,111	441,690	Adobe systems 利用料 8月分	⑨	
9月29日	9-15		4,368	437,322	HP維持管理費 9月分	⑦	
9月29日	9-16		1,528	435,794	HPドメイン使用料 9月分	⑦	
9月29日	9-17		1,000	434,794	日経電子版 8月分	⑥	
9月29日	9-18		4,800	429,994	日経新聞代 8月分	⑥	
9月29日	9-19		53,136	376,858	10月分事務所賃借料	⑨	
9月30日	9-20		1,462	375,396	電気料金 9月分	⑨	
月計		0	203,244				
累計		1,620,000	1,244,604	375,396			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
10月5日	10-2		200	375,196	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
10月6日	10-3		2,339	372,857	携帯電話料金 7月分	⑨	
10月10日	10-4	810,000		1,182,857	政務活動費 10月～12月分受け入れ		
10月10日	10-5		14,720	1,168,137	人件費 9月分	⑧	
10月18日	10-6		200	1,167,937	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
10月19日	10-7		800	1,167,137	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
10月22日	10-8		9,489	1,157,648	事務所電話、インターネット料金8月分、9月分	⑨	
10月22日	10-9		8,800	1,148,848	特定非営利活動法人トイボックス見学会参加費	①	
10月26日	10-10		440	1,148,408	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
10月27日	10-11		2,563	1,145,845	ガソリン代	①	
10月27日	10-12		2,588	1,143,257	ガソリン代	①	
10月27日	10-13		2,737	1,140,520	ガソリン代	①	
10月27日	10-14		2,758	1,137,762	ガソリン代	①	
10月27日	10-15		1,000	1,136,762	日経電子版9月分	⑥	
10月27日	10-16		4,800	1,131,962	日経新聞代9月分	⑥	
10月27日	10-17		4,368	1,127,594	HP維持管理費10月分	⑦	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
10月27日	10-18		1,528	1,126,066	HPドメイン使用料10月分	⑦	
10月27日	10-19		3,111	1,122,955	Adobe systems 利用料9月分	⑨	
10月27日	10-20		2,854	1,120,101	ガソリン代	①	
10月27日	10-21		53,136	1,066,965	11月分事務所賃借料	⑨	
10月28日	10-22		100	1,066,865	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
10月28日	10-23		200	1,066,665	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
10月28日	10-24		400	1,066,265	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
				1,066,265			
				1,066,265			
				1,066,265			
				1,066,265			
				1,066,265			
				1,066,265			
				1,066,265			
				1,066,265			
				1,066,265			
				1,066,265			
				1,066,265			
月計		810,000	119,131				
累計		2,430,000	1,363,735	1,066,265			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
11月4日	11-1		110	1,066,155	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
11月4日	11-2		400	1,065,755	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
11月4日	11-3		2,312	1,063,443	携帯電話料金 8月分	⑨	
11月5日	11-4		330	1,063,113	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
11月5日	11-5		5,600	1,057,513	日置荘西町東部会館使用料	⑦	
11月5日	11-6		1,015	1,056,498	電気料金 10月分	⑨	
11月5日	11-7		2,314	1,054,184	水道料金 令和7年8月14日～令和7年10月14日(62日分)	⑨	
11月8日	11-8		200	1,053,984	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
11月10日	11-9		6,400	1,047,584	人件費 10月分	⑧	
11月12日	11-10		200	1,047,384	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
11月15日	11-11		352	1,047,032	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
11月25日	11-12		160	1,046,872	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
11月27日	11-13		2,330	1,044,542	自動車 法定12ヵ月点検費用(オイル交換、フィルター交換代金)	⑨	
11月27日	11-14		3,111	1,041,431	Adobe systems 利用料10月分	⑨	
11月27日	11-15		2,814	1,038,617	ボールペン、定規、ファイル購入費用	⑨	
11月27日	11-16		4,368	1,034,249	HP維持管理費11月分	⑦	
11月27日	11-17		2,011	1,032,238	ガソリン代	①	
11月27日	11-18		1,000	1,031,238	日経電子版10月分	⑥	
11月27日	11-19		4,800	1,026,438	日経新聞代10月分	⑥	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
11月27日	11-20		2,760	1,023,678	ガソリン代	①	
11月27日	11-21		1,978	1,021,700	ガソリン代	①	
11月27日	11-22		2,716	1,018,984	ガソリン代	①	
11月27日	11-23		1,528	1,017,456	HPドメイン使用料11月分	⑦	
11月27日	11-24		53,136	964,320	12月分事務所賃借料	⑨	
11月27日	11-25		400	963,920	広報・公聴活動駐車場代金	⑦	
11月29日	11-26		480	963,440	調査研究費駐車場代金	①	
11月30日	11-27		528	962,912	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
				962,912			
				962,912			
				962,912			
				962,912			
				962,912			
				962,912			
				962,912			
				962,912			
				962,912			
月計		0	103,353				
累計		2,430,000	1,467,088	962,912			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
12月2日	12-1		682	962,230	事務所用ホッチキス	⑨	
12月2日	12-2		1,126	961,104	電気料金 11月分	⑨	
12月4日	12-3		2,240	958,864	携帯電話料金 9月分	⑨	
12月6日	12-4		160	958,704	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
12月10日	12-5		200	958,504	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
12月10日	12-6		13,440	945,064	人件費11月分	⑧	
12月20日	12-7		8,000	937,064	市政対話会 会場使用料	⑦	
12月20日	12-8		6,400	930,664	市政対話会 会場使用料	⑦	
12月21日	12-9		400	930,264	市政対話会 駐車場代金	⑦	
12月21日	12-10		8,000	922,264	市政対話会 会場使用料	⑦	
12月21日	12-11		1,200	921,064	市政対話会 会場使用料	⑦	
12月22日	12-12		500	920,564	調査研究費駐車場代金	①	
12月29日	12-13		560	920,004	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
12月29日	12-14		1,528	918,476	HPドメイン使用料12月分	⑦	
12月29日	12-15		4,368	914,108	HP維持管理費12月分	⑦	
12月29日	12-16		1,000	913,108	日経電子版11月分	⑥	
12月29日	12-17		4,800	908,308	日経新聞代11月分	⑥	
12月29日	12-18		2,274	906,034	ガソリン代	①	
12月29日	12-19		262	905,772	ガソリン代	①	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
12月29日	12-20		2,648	903,124	ガソリン代	①	
12月29日	12-21		2,504	900,620	ガソリン代	①	
12月29日	12-22		2,164	898,456	ガソリン代	①	
12月29日	12-23		53,136	845,320	1月分事務所賃借料	⑨	
12月29日	12-24		87,628	757,692	市政対話会チラシ代	⑦	
12月29日	12-25		7,264	750,428	Adobe systems 利用料11月分	⑨	
12月29日	12-26		2,158	748,270	ガソリン代	①	
				748,270			
				748,270			
				748,270			
				748,270			
				748,270			
				748,270			
				748,270			
				748,270			
				748,270			
				748,270			
月計		0	214,642				
累計		2,430,000	1,681,730	748,270			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
1月5日	1-1		3,027	745,243	携帯電話料金 10月分	⑨	
1月6日	1-2		1,148	744,095	電気料金 12月分	⑨	
1月6日	1-3		9,714	734,381	事務所電話、インターネット料金10月分、11月分	⑨	
1月8日	1-4		600	733,781	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
1月8日	1-5		1,360	732,421	事務所 ごみ処理代金	⑨	
1月9日	1-6	810,000		1,542,421	政務活動費 1月～3月分受け入れ		
1月9日	1-7		166,788	1,375,633	市政対話会チラシ配布代金、振込手数料	⑦	
1月10日	1-8		14,032	1,361,601	人件費12月分	⑧	
1月14日	1-9		2,314	1,359,287	水道料金 令和7年10月15日～令和7年12月11日(58日分)	⑨	
1月27日	1-10		1,464	1,357,823	電気料金 1月分	⑨	
1月27日	1-11		1,000	1,356,823	日経電子版12月分	⑥	
1月27日	1-12		4,800	1,352,023	日経新聞代12月分	⑥	
1月27日	1-13		2,045	1,349,978	携帯電話料金 11月分	⑨	
1月27日	1-14		2,100	1,347,878	ガソリン代	①	
1月27日	1-15		182	1,347,696	ガソリン代	①	
1月27日	1-16		2,225	1,345,471	ガソリン代	①	
1月27日	1-17		1,699	1,343,772	ガソリン代	①	
1月27日	1-18		1,502	1,342,270	ガソリン代	①	
1月27日	1-19		1,581	1,340,689	ガソリン代	①	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
1月27日	1-20		46,184	1,294,505	自動車タイヤ修理・交換代金	⑨	
1月27日	1-21		1,528	1,292,977	HPドメイン使用料1月分	⑦	
1月27日	1-22		4,368	1,288,609	HP維持管理費1月分	⑦	
1月27日	1-23		7,264	1,281,345	Adobe systems 利用料12月分	⑨	
1月27日	1-24		8,667	1,272,678	事務所用事務用品、水のり、延長リールコード、単1乾電池	⑨	
1月27日	1-25		53,136	1,219,542	2月分事務所賃借料	⑨	
				1,219,542			
				1,219,542			
				1,219,542			
				1,219,542			
				1,219,542			
				1,219,542			
				1,219,542			
				1,219,542			
				1,219,542			
				1,219,542			
				1,219,542			
				1,219,542			
				1,219,542			
				1,219,542			
				1,219,542			
月計		810,000	338,728				
累計		3,240,000	2,020,458	1,219,542			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2月4日	2-1		17,040	1,202,502	Microsoft365Persoft	⑨	
2月8日	2-2		400	1,202,102	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
2月10日	2-3		20,416	1,181,686	人件費1月分	⑧	
2月11日	2-4		160	1,181,526	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
2月22日	2-5		480	1,181,046	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
2月27日	2-6		5,192	1,175,854	事務所用 スマホ用充電器	⑨	
2月27日	2-7		7,264	1,168,590	Adobe systems 利用料1月分	⑨	
2月27日	2-8		4,368	1,164,222	HP維持管理費 2月分	⑦	
2月27日	2-9		1,528	1,162,694	HPドメイン使用料 2月分	⑦	
2月27日	2-10		1,559	1,161,135	事務用品 ハサミ、テープ、両面テープ購入費用	⑨	
2月27日	2-11		1,000	1,160,135	日経電子版 1月分	⑥	
2月27日	2-12		4,800	1,155,335	日経新聞代 1月分	⑥	
2月27日	2-13		2,121	1,153,214	携帯電話料金 12月分	⑨	
2月27日	2-14		30,730	1,122,484	自動車保険代金	⑨	
2月27日	2-15		2,710	1,119,774	ガソリン代	①	
2月27日	2-16		2,473	1,117,301	ガソリン代	①	
2月27日	2-17		2,400	1,114,901	ガソリン代	①	
2月27日	2-18		1,000	1,113,901	ガソリン代	①	
2月27日	2-19		2,025	1,111,876	ガソリン代	①	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2月27日	2-20		1,931	1,109,945	ガソリン代	①	
2月27日	2-21		2,731	1,107,214	ガソリン代	①	
2月27日	2-22		11,365	1,095,849	博多出張費用宿泊代金	①	
2月27日	2-23		14,740	1,081,109	出張費用新幹線代金	①	
2月27日	2-24		15,620	1,065,489	出張費用新幹線代金	①	
2月27日	2-25		53,136	1,012,353	2月分事務所賃借料	⑨	
2月27日	2-26		2,320	1,010,033	Google AI Pro利用料 2月分	⑨	
				1,010,033			
				1,010,033			
				1,010,033			
				1,010,033			
				1,010,033			
				1,010,033			
				1,010,033			
				1,010,033			
				1,010,033			
				1,010,033			
				1,010,033			
				1,010,033			
月計		0	209,509				
累計		3,240,000	2,229,967	1,010,033			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3月2日	3-1		1,999	1,008,034	電気料金 2月分	⑨	
3月2日	3-2		9,604	998,430	事務所電話、インターネット料金12月分、1月分	⑨	
3月10日	3-3		19,020	979,410	人件費2月分	⑧	
3月17日	3-4		1,170	978,240	水道料金 令和7年12月12日～令和8年2月10日(61日分)	⑨	
3月17日	3-5		192	978,048	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
3月22日	3-6		704	977,344	ボールペン購入代金	⑨	
3月22日	3-7		18,898	958,446	書籍購入費用	⑥	
3月24日	3-8		202,532	755,914	HP製作費用	⑦	
3月27日	3-9		2,320	753,594	Google AI Pro利用料 2月分	⑨	
3月27日	3-10		2,400	751,194	ChatGPT Plus利用料 2月分	⑨	
3月27日	3-11		3,104	748,090	携帯電話料金 1月分	⑨	
3月27日	3-12		7,264	740,826	Adobe systems 利用料2月分	⑨	
3月27日	3-13		4,368	736,458	HP維持管理費3月分	⑦	
3月27日	3-14		1,000	735,458	日経電子版2月分	⑥	
3月27日	3-15		4,800	730,658	日経新聞代2月分	⑥	
3月27日	3-16		1,528	729,130	HPドメイン使用料3月分	⑦	
3月27日	3-17		1,540	727,590	自動車オイル交換代金	⑨	
3月27日	3-18		1,690	725,900	自動車ワイパーゴム交換代金	⑨	
3月27日	3-19		2,319	723,581	事務所用ガムテープ、付箋、コピー用紙購入費用	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 松木 僚

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3月27日	3-20		2,071	721,510	ガソリン代	①	
3月27日	3-21		1,584	719,926	事務所用ストーブ 灯油代	⑨	
3月27日	3-22		2,167	717,759	ガソリン代	①	
3月27日	3-23		1,939	715,820	ガソリン代	①	
3月27日	3-24		2,245	713,575	ガソリン代	①	
3月27日	3-25		1,823	711,752	ガソリン代	①	
3月27日	3-26		2,223	709,529	ガソリン代	①	
3月27日	3-27		39,754	669,775	書籍購入費用	⑥	
3月27日	3-28		53,136	616,639	4月分事務所賃借料	⑨	
3月29日	3-29		480	616,159	広報・広聴活動駐車場代金	⑦	
3月31日	3-30		1,244	614,915	電気料金 3月分	⑨	
				614,915			
				614,915			
				614,915			
				614,915			
				614,915			
				614,915			
月計		0	395,118				
累計		3,240,000	2,625,085	614,915			

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

松木 僚

ふりがな			
被雇用者の氏名			
生年月日			
住所	〒 XXXXXXXXXX 大阪府大阪市 XXXXXXXXXX		
雇用期間 (雇用開始日)	2024年12月9日 ～ 2025年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	13.5 時間 / 3週 (1日 4.5 時間×2～3 日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,200円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 10.8 時間 (週勤務時間数) 13.5時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現 住 所	大阪府大阪市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2024年12月9日から 2025年3月31日まで	
就業場所	大阪府堺市東区白鷺町3丁15-3	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類作成 後援会関係事務 政党活動事務	
就業時間 (休憩時間)	午前10時00分から午後15時00分まで (12時から12時30分は休憩時間)	
休 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇、月曜日から金曜日の間で2~3日	
給与(賃金)	時給1,200円 交通費実費支給(片道: [REDACTED] 320円、 [REDACTED] 180円)	
給与支払	月末締め 翌月10日払	
給与振込先	振込	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
2024年 12月 9日		
雇用者	松本 僚	[REDACTED]
被雇用者	[REDACTED]	[REDACTED]

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

松木 僚

ふりがな			
被雇用者の氏名			
生年月日			
住所	〒 大阪府大阪市		
雇用期間 (雇用開始日)	2025年4月1日 ～ 2026年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	4.5～9 時間 / 3週 (1日 4.5 時間×1～2 日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,200円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> 活動		
按分	80	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 7.2 時間 (週勤務時間数) 9 時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			


※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	大阪府大阪市 XXXXXXXXXX	TEL XXXXXXXXXX
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2025年4月1日から 2026年3月31日まで	
就業場所	大阪府堺市東区白鷺町3丁15-3	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類作成 後援会関係事務 政党活動事務	
就業時間 (休憩時間)	午前10時00分から午後15時00分まで (12時から12時30分は休憩時間)	
休 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇、月曜日から金曜日の間で3~4日	
給与(賃金)	時給 1,200 円 交通費実費支給(片道: XXXXXXXXXX 320 円、 XXXXXXXXXX 180 円)	
給与支払	月末締め 翌月10日払	
給与振込先	振込	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
2025年4月 / 日		
雇用者 松本 僚		
被雇用者 XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX

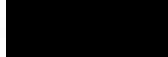
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
4	火					
5	水					
6	木					
7	金					
8	土					
9	日					
10	月					
11	火					
12	水					
13	木	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
14	金					
15	土					
16	日					
17	月	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
18	火	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
19	水					
20	木					
21	金					
22	土					
23	日					
24	月	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
25	火	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
26	水					
27	木	10:00	14:30	04:00		休憩30分 通勤費1,000円
28	金					
29	土					
30	日					
31	月	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
合計				35:30	0:00	
出勤日数						8 日

雇用者確認欄
(署名又は押印)

XXXXXXXXXX

氏名



交通費

日付	曜日	始業時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間	
3月1日	土					
3月2日	日					
3月3日	月	10:00	15:00	0:30	4:30	1,000
3月4日	火					
3月5日	水					
3月6日	木					
3月7日	金					
3月8日	土					
3月9日	日					
3月10日	月					
3月11日	火					
3月12日	水					
3月13日	木	10:00	15:00	0:30	4:30	1,000
3月14日	金					
3月15日	土					
3月16日	日					
3月17日	月	10:00	15:00	0:30	4:30	1,000
3月18日	火	10:00	15:00	0:30	4:30	1,000
3月19日	水					
3月20日	木					
3月21日	金					
3月22日	土					
3月23日	日					
3月24日	月	10:00	15:00	0:30	4:30	1,000
3月25日	火	10:00	15:00	0:30	4:30	1,000
3月26日	水					
3月27日	木	10:00	14:30	0:30	4:00	1,000
3月28日	金					
3月29日	土					
3月30日	日					
3月31日	月	10:00	15:00	0:30	4:30	1,000

実働時間計 35:30

$$\textcircled{\hspace{1cm}} \quad 1200 \quad \times \quad 35.5 \quad = \quad 42,600$$

$$\text{¥} \quad 50,600$$

確認印



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
2	水					
3	木	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
4	金					
5	土					
6	日					
7	月	10:00	12:30	02:30		通勤費1,000円
8	火					
9	水					
10	木	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
11	金					
12	土					
13	日					
14	月	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
15	火					
16	水					
17	木	10:00	14:30	04:00		休憩30分 通勤費1,000円
18	金					
19	土					
20	日					
21	月	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
22	火					
23	水					
24	木					
25	金					
26	土					
27	日					
28	月	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
29	火					
30	水					
合計				33:30	0:00	
出勤日数						8 日



氏名 XXXXXXXXXX

交通費

日付	曜日	始業時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間
4月1日	火	10:00	15:00	0:30	4:30
4月2日	水				
4月3日	木	10:00	15:00	0:30	4:30
4月4日	金				
4月5日	土				
4月6日	日				
4月7日	月	10:00	12:30		2:30
4月8日	火				
4月9日	水				
4月10日	木	10:00	15:00	0:30	4:30
4月11日	金				
4月12日	土				
4月13日	日				
4月14日	月	10:00	15:00	0:30	4:30
4月15日	火				
4月16日	水				
4月17日	木	10:00	14:30	0:30	4:00
4月18日	金				
4月19日	土				
4月20日	日				
4月21日	月	10:00	15:00	0:30	4:30
4月22日	火				
4月23日	水				
4月24日	木				
4月25日	金				
4月26日	土				
4月27日	日				
4月28日	月	10:00	15:00	0:30	4:30
4月29日	火				
4月30日	水				

1,000

1,000

1,000

1,000

1,000

1,000

1,000

1,000

実働時間計 33:30

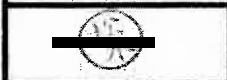
8,000

@ 1200 × 33.5 =

40,200

¥ 48,200

確認印



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
2	金					
3	土					
4	日					
5	月					
6	火					
7	水					
8	木	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
9	金					
10	土					
11	日					
12	月	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
13	火					
14	水					
15	木					
16	金					
17	土					
18	日					
19	月	10:00	12:00	02:00		通勤費1,000円
20	火					
21	水					
22	木					
23	金					
24	土					
25	日					
26	月					
27	火					
28	水					
29	木					
30	金					
31	土					
合計				15:30	0:00	
出勤日数				4 日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)



氏名 XXXXXXXXXX

交通費

日付	曜日	始業時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間
5月1日	木	10:00	15:00	0:30	4:30
5月2日	金				
5月3日	土				
5月4日	日				
5月5日	月				
5月6日	火				
5月7日	水				
5月8日	木	10:00	15:00	0:30	4:30
5月9日	金				
5月10日	土				
5月11日	日				
5月12日	月	10:00	15:00	0:30	4:30
5月13日	火				
5月14日	水				
5月15日	木				
5月16日	金				
5月17日	土				
5月18日	日				
5月19日	月	10:00	12:00		2:00
5月20日	火				
5月21日	水				
5月22日	木				
5月23日	金				
5月24日	土				
5月25日	日				
5月26日	月				
5月27日	火				
5月28日	水				
5月29日	木				
5月30日	金				

1,000

1,000

1,000

1,000

実働時間計 15:30

4,000

@ 1200 × 15.5 =

18,600

¥ 22,600

確認印



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
4	水					
5	木					
6	金					
7	土					
8	日					
9	月					
10	火	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
11	水					
12	木					
13	金					
14	土					
15	日					
16	月					
17	火					
18	水					
19	木	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
20	金					
21	土					
22	日					
23	月					
24	火					
25	水					
26	木	10:00	13:00	03:00		通勤費1,000円
27	金					
28	土					
29	日					
30	月					
合計				16:30	0:00	
出勤日数				4 日		



氏名

交通費

日付	曜日	始業時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間
6月1日	日				
6月2日	月				
6月3日	火	10:00	15:00	0:30	4:30
6月4日	水				
6月5日	木				
6月6日	金				
6月7日	土				
6月8日	日				
6月9日	月				
6月10日	火	10:00	15:00	0:30	4:30
6月11日	水				
6月12日	木				
6月13日	金				
6月14日	土				
6月15日	日				
6月16日	月				
6月17日	火				
6月18日	水				
6月19日	木	10:00	15:00	0:30	4:30
6月20日	金				
6月21日	土				
6月22日	日				
6月23日	月				
6月24日	火				
6月25日	水				
6月26日	木	10:00	13:00		3:00
6月27日	金				
6月28日	土				
6月29日	日				
6月30日	月				

1,000

1,000

1,000

1,000

実働時間計 16:30

4,000

@ 1200 × 16.5 =

19,800

¥ 23,800

確認印



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
2	水					
3	木					
4	金					
5	土					
6	日					
7	月					
8	火	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
9	水					
10	木					
11	金					
12	土					
13	日					
14	月					
15	火	10:00	13:00	03:00		通勤費1,000円
16	水					
17	木					
18	金					
19	土					
20	日					
21	月					
22	火					
23	水					
24	木					
25	金	12:30	14:30	02:00		通勤費1,000円
26	土					
27	日					
28	月					
29	火					
30	水					
31	木					
合計				14:00	0:00	
出勤日数				4 日		



氏名



交通費

日付	曜日	始業時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間
7月1日	火	10:00	15:00	0:30	4:30
7月2日	水				
7月3日	木				
7月4日	金				
7月5日	土				
7月6日	日				
7月7日	月				
7月8日	火	10:00	15:00	0:30	4:30
7月9日	水				
7月10日	木				
7月11日	金				
7月12日	土				
7月13日	日				
7月14日	月				
7月15日	火	10:00	13:00		3:00
7月16日	水				
7月17日	木				
7月18日	金				
7月19日	土				
7月20日	日				
7月21日	月				
7月22日	火				
7月23日	水				
7月24日	木				
7月25日	金	12:30	14:30		2:00
7月26日	土				
7月27日	日				
7月28日	月				
7月29日	火				
7月30日	水				
7月31日	木				

1,000

1,000

1,000

1,000

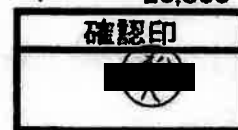
実働時間計 14:00

4,000

@ 1200 × 14.0 =

16,800

¥ 20,800



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	金	10:00	14:00	03:30		休憩30分 通勤費1,000円
2	土					
3	日					
4	月					
5	火	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
6	水					
7	木					
8	金					
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					
13	水					
14	木					
15	金					
16	土					
17	日					
18	月					
19	火	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
20	水					
21	木					
22	金					
23	土					
24	日					
25	月					
26	火					
27	水	10:00	12:00	02:00		通勤費1,000円
28	木					
29	金					
30	土					
31	日					
合計				14:30	0:00	
出勤日数				4	日	



氏名

交通費

日付	曜日	始業時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間
8月1日	金	10:00	14:00	0:30	3:30
8月2日	土				
8月3日	日				
8月4日	月				
8月5日	火	10:00	15:00	0:30	4:30
8月6日	水				
8月7日	木				
8月8日	金				
8月9日	土				
8月10日	日				
8月11日	月				
8月12日	火				
8月13日	水				
8月14日	木				
8月15日	金				
8月16日	土				
8月17日	日				
8月18日	月				
8月19日	火	10:00	15:00	0:30	4:30
8月20日	水				
8月21日	木				
8月22日	金				
8月23日	土				
8月24日	日				
8月25日	月				
8月26日	火				
8月27日	水	10:00	12:00		2:00
8月28日	木				
8月29日	金				
8月30日	土				
8月31日	日				

1,000

1,000

1,000

1,000

実働時間計 14:30

4,000

@ 1200 × 14.5 =

17,400

¥ 21,400



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月					
2	火	10:00	12:30	02:30		通勤費1,000円
3	水					
4	木					
5	金					
6	土					
7	日					
8	月					
9	火	10:00	11:00	01:00		通勤費1,000円
10	水					
11	木					
12	金					
13	土					
14	日					
15	月					
16	火					
17	水					
18	木					
19	金					
20	土					
21	日					
22	月					
23	火					
24	水	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
25	木					
26	金					
27	土					
28	日					
29	月					
30	火	10:00	14:30	04:00		休憩30分 通勤費1,000円
合計				12:00	0:00	
出勤日数				4 日		



氏名 XXXXXXXXXX

交通費

日付	曜日	始業時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間	
9月1日	月					
9月2日	火	10:00	12:30		2:30	1,000
9月3日	水					
9月4日	木					
9月5日	金					
9月6日	土					
9月7日	日					
9月8日	月					
9月9日	火	10:00	11:00		1:00	1,000
9月10日	水					
9月11日	木					
9月12日	金					
9月13日	土					
9月14日	日					
9月15日	月					
9月16日	火					
9月17日	水					
9月18日	木					
9月19日	金					
9月20日	土					
9月21日	日					
9月22日	月					
9月23日	火					
9月24日	水	10:00	15:00	0:30	4:30	1,000
9月25日	木					
9月26日	金					
9月27日	土					
9月28日	日					
9月29日	月					
9月30日	火	10:00	14:30	0:30	4:00	1,000

実働時間計 12:00 4,000
 @ 1200 × 12.0 = 14,400
 ¥ 18,400



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水					
2	木					
3	金					
4	土					
5	日					
6	月					
7	火	10:00	13:00	03:00		通勤費1,000円
8	水					
9	木					
10	金					
11	土					
12	日					
13	月					
14	火					
15	水					
16	木					
17	金					
18	土					
19	日					
20	月					
21	火					
22	水	10:00	12:00	02:00		通勤費1,000円 体調不良の為、早退
23	木					
24	金					
25	土					
26	日					
27	月					
28	火					
29	水					
30	木					
31	金					
合計				5:00	0:00	
出勤日数				2 日		



氏名 XXXXXXXXXX

交通費

日付	曜日	始業時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間
10月1日	水				
10月2日	木				
10月3日	金				
10月4日	土				
10月5日	日				
10月6日	月				
10月7日	火	10:00	13:00		3:00
10月8日	水				
10月9日	木				
10月10日	金				
10月11日	土				
10月12日	日				
10月13日	月				
10月14日	火				
10月15日	水				
10月16日	木				
10月17日	金				
10月18日	土				
10月19日	日				
10月20日	月				
10月21日	火				
10月22日	水	10:00	12:00		2:00
10月23日	木				
10月24日	金				
10月25日	土				
10月26日	日				
10月27日	月				
10月28日	火				
10月29日	水				
10月30日	木				
10月31日	金				

1,000

1,000

実働時間計 5:00

2,000

@ 1200 × 5.0 =

6,000

¥ 8,000



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月					
4	火					
5	水	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
6	木					
7	金					
8	土					
9	日					
10	月					
11	火	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
12	水					
13	木					
14	金					
15	土					
16	日					
17	月					
18	火	10:00	12:30	02:30		通勤費1,000円
19	水					
20	木					
21	金					
22	土					
23	日					
24	月					
25	火					
26	水					
27	木					
28	金					
29	土					
30	日					
合計				11:30	0:00	
出勤日数				3 日		



氏名 XXXXXXXXXX

交通費

日付	曜日	始業時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間
11月1日	土				
11月2日	日				
11月3日	月				
11月4日	火				
11月5日	水	10:00	15:00	0:30	4:30
11月6日	木				
11月7日	金				
11月8日	土				
11月9日	日				
11月10日	月				
11月11日	火	10:00	15:00	0:30	4:30
11月12日	水				
11月13日	木				
11月14日	金				
11月15日	土				
11月16日	日				
11月17日	月				
11月18日	火	10:00	12:30		2:30
11月19日	水				
11月20日	木				
11月21日	金				
11月22日	土				
11月23日	日				
11月24日	月				
11月25日	火				
11月26日	水				
11月27日	木				
11月28日	金				
11月29日	土				
11月30日	日				

1,000

1,000

1,000

実働時間計 11:30

3,000

@ 1200 x

11.5 =

13,800

¥ 16,800



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月					
2	火	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
3	水					
4	木					
5	金					
6	土					
7	日					
8	月					
9	火	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
10	水					
11	木					
12	金					
13	土					
14	日					
15	月					
16	火	10:00	14:00	03:30		休憩30分 通勤費1,000円
17	水					
18	木					
19	金					
20	土					
21	日					
22	月					
23	火					
24	水					
25	木					
26	金					
27	土					
28	日					
29	月					
30	火					
31	水					
合計				12:30	0:00	
出勤日数				3 日		

雇用者確認欄
(署名又は押印)



氏名

交通費

日付	曜日	始業時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間
12月1日	月				
12月2日	火	10:00	15:00	0:30	4:30
12月3日	水				
12月4日	木				
12月5日	金				
12月6日	土				
12月7日	日				
12月8日	月				
12月9日	火	10:00	15:00	0:30	4:30
12月10日	水				
12月11日	木				
12月12日	金				
12月13日	土				
12月14日	日				
12月15日	月				
12月16日	火	10:00	14:00	0:30	3:30
12月17日	水				
12月18日	木				
12月19日	金				
12月20日	土				
12月21日	日				
12月22日	月				
12月23日	火				
12月24日	水				
12月25日	木				
12月26日	金				
12月27日	土				
12月28日	日				
12月29日	月				
12月30日	火				
12月31日	水				

1,000

1,000

1,000

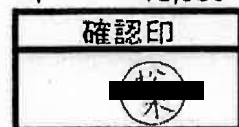
実働時間計 12:30

@ 1200 × 12.5 =

3,000

15,000

¥ 18,000



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木					
2	金					
3	土					
4	日					
5	月					
6	火	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
7	水					
8	木					
9	金					
10	土					
11	日					
12	月					
13	火					
14	水	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
15	木					
16	金					
17	土					
18	日					
19	月					
20	火	10:00	15:30	05:00		休憩30分 通勤費1,000円
21	水					
22	木					
23	金					
24	土					
25	日					
26	月					
27	火	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
28	水					
29	木					
30	金					
31	土					
合計				18:30	0:00	
出勤日数				4 日		



氏名

交通費

日付	曜日	始業時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間	
1月1日	木					
1月2日	金					
1月3日	土					
1月4日	日					
1月5日	月					
1月6日	火	10:00	15:00	0:30	4:30	1,000
1月7日	水					
1月8日	木					
1月9日	金					
1月10日	土					
1月11日	日					
1月12日	月					
1月13日	火					
1月14日	水	10:00	15:00	0:30	4:30	1,000
1月15日	木					
1月16日	金					
1月17日	土					
1月18日	日					
1月19日	月					
1月20日	火	10:00	15:30	0:30	5:00	1,000
1月21日	水					
1月22日	木					
1月23日	金					
1月24日	土					
1月25日	日					
1月26日	月					
1月27日	火	10:00	15:00	0:30	4:30	1,000
1月28日	水					
1月29日	木					
1月30日	金					
1月31日	土					

実働時間計 18:30

4,000

@ 1200 × 18.5 =

22,200

¥ 26,200

確認印



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火	10:00	15:30	05:00		休憩30分 通勤費1,000円
4	水					
5	木					
6	金					
7	土					
8	日					
9	月					
10	火	10:00	15:00	04:30		休憩30分 通勤費1,000円
11	水					
12	木					
13	金					
14	土					
15	日					
16	月					
17	火	10:00	15:30	05:00		休憩30分 通勤費1,000円
18	水					
19	木					
20	金					
21	土					
22	日					
23	月					
24	火					
25	水	10:00	12:30	02:30		通勤費1,000円
26	木					
27	金					
28	土					
合計				17:00	0:00	
出勤日数				4 日		



氏名 XXXXXXXXXX

交通費

日付	曜日	始業時刻	退勤時刻	休憩時間	実働時間
2月1日	日				
2月2日	月				
2月3日	火	10:00	15:30	0:30	5:00
2月4日	水				
2月5日	木				
2月6日	金				
2月7日	土				
2月8日	日				
2月9日	月				
2月10日	火	10:00	15:00	0:30	4:30
2月11日	水				
2月12日	木				
2月13日	金				
2月14日	土				
2月15日	日				
2月16日	月				
2月17日	火	10:00	15:30	0:30	5:00
2月18日	水				
2月19日	木				
2月20日	金				
2月21日	土				
2月22日	日				
2月23日	月				
2月24日	火	10:00	12:30		2:30
2月25日	水				
2月26日	木				
2月27日	金				
2月28日	土				

1,000

1,000

1,000

1,000

実働時間計 17:00

@ 1200 × 17.0 =

4,000

20,400 ✓

¥ 24,400

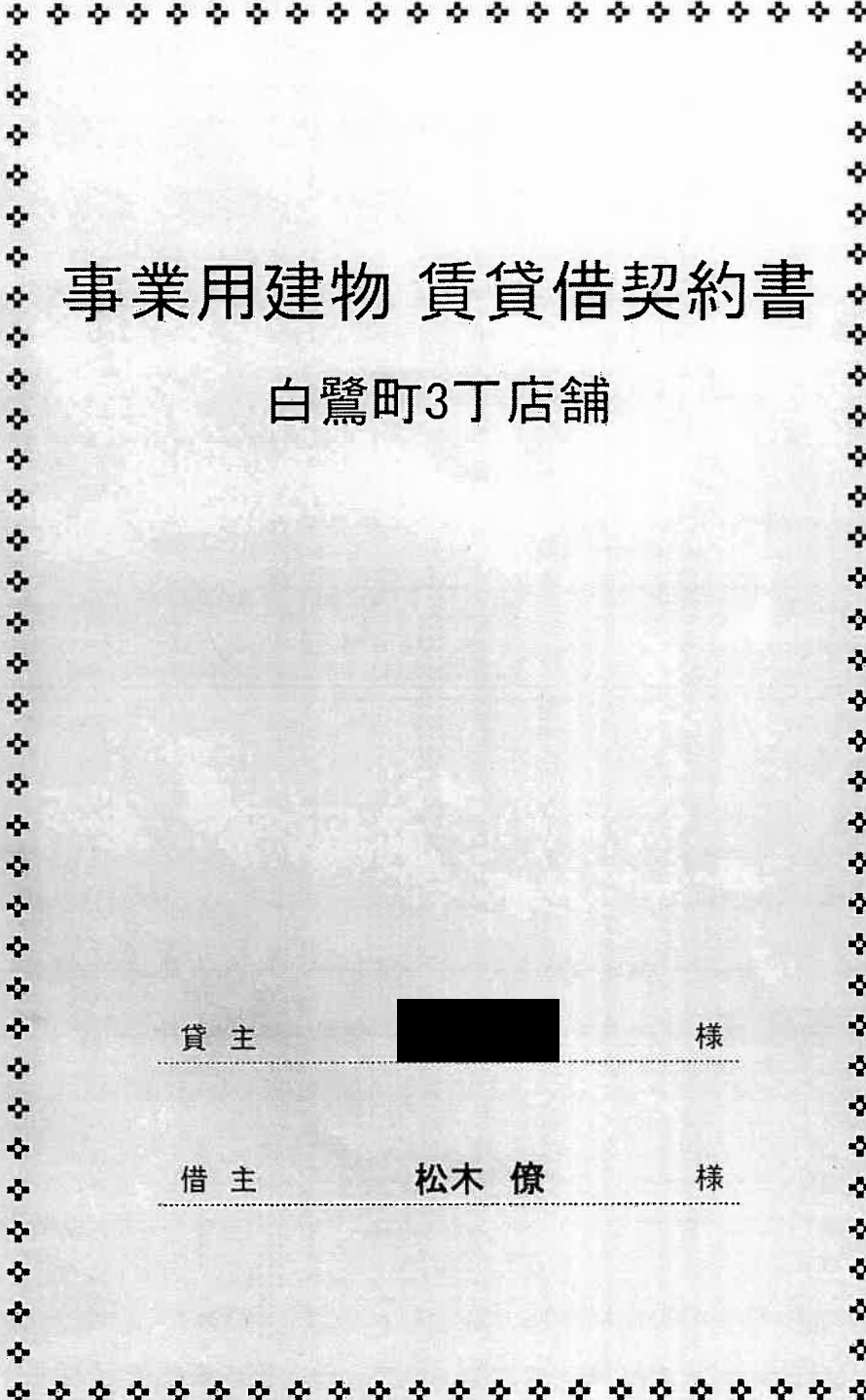


事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 松木 僚

管理責任者 (議員名)	松木 僚		
事務所名	松木 僚事務所		
所在地	〒599-8107 大阪府堺市東区白鷺町3丁15番3号 <div style="text-align: right;">TEL XXXXXXXXXX</div>		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所		<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	55.62 m ²	賃借料	月額 65,000 円 (政務活動費充当額 52,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 44.496 m ² /延べ面積 (m ²) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代 . . . % <input checked="" type="checkbox"/> 水道代 . . . % <input type="checkbox"/> ガス代 . . . % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代 . . . % <input checked="" type="checkbox"/> その他 () . . . %	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円) 【所在地】
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。



事業用建物 賃貸借契約書

白鷺町3丁目店舗

貸主  様

借主 松木 僚 様

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	白鷺町3丁店舗	
所在地(住居表示)	大阪府堺市東区白鷺町3丁15-3	
構造・規模	木造瓦葺・陸屋根2階建	
用途	事務所	
契約面積	1～2 階部分	55.62 m ²

(2) 使用目的

使用目的	市政事務所
------	-------

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2024年12月25日	から	2年	月間
終期	2026年12月24日	まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 65,000 円	(内消費税等 5,909 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額 0 円	(内消費税等 円・税率 %)
保証金(敷金)	0 円 賃料の ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引		
	円	円
礼金	130,000 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月末日までに支払う
	<input type="checkbox"/> 振込 <input checked="" type="checkbox"/> 口座引落し	
	振込先金融機関名・支店名	紀陽銀行 中もず支店 <input type="checkbox"/> 口座種別 普通
	口座番号	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所	大阪府和泉市		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額		円
-----	--	---

(7) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者	商号または名称	株式会社USEN TRUST	電話	()
	所在地	東京都品川区上大崎3丁目1-1 目黒セントラルスクエア		
	家賃債務保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣	第	号

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の	ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	-------------------------------	--------------------------------	---

特約条項

別紙参照

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

2024年12月24日

貸主

住所

和泉市

氏名

電話番号

借主

住所

大阪府堺市

氏名

松本 源

電話番号

連帯保証人

住所

宮崎県日向市

氏名

電話番号

極度額

円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 ・ 代理

取引態様 媒介 ・ 代理

免許証番号 大阪府知事 (1) 第 63193 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 大阪府泉大津市森町1丁目9-21

事務所所在地

商号 株式会社 クヴェレカンパニー

商号

代表者等 日下 由美

代表者等

登録番号 (大阪) 第 号

登録番号 第 号

宅地建物取引士 日下 由美

宅地建物取引士

不動産賃貸借契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当となった場合

二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不当となった場合

三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不当となった場合

(共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。

4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

(保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。

2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。

3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充ててを請求することができません。

4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。

5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(8)の更新料額の定めがあるときは、頭書(8)の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費
- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税等)

第10条 頭書(4)記載の賃料等の金額には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)を含むものとします。

- 2 本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、借主は、貸主に対し、変更後の消費税率に従った金額を賃料等として支払うものとします。

(債務遅延損害金)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
 - 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

- 2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、事業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為

による借主の変更を含みます。)し、または転貸(共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。)してはなりません。

- 3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
- 4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
 - 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 二 本物件に反社会的勢力ないしこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
 - 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
 - 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
 - 六 衛生上有害となる行為を行うこと
 - 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
 - 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
 - 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
 - 十 本物件内で動物を飼育(一時預かりも含みます。)すること
 - 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
 - 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
 - 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

部造作および設備の新設等)

14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。

- 一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
 - 二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
 - 三 金庫その他重量物の搬入据付
 - 四 看板および広告設備の設置
 - 五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事
- 2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
- 3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとします。
- 4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

繕)

15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。

- 一 項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとします。なお、借主は貸主に対し、当該修繕等の工事の実施によって被る損害の賠償を請求することはできないものとします。
- 3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。

- 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

(損害賠償責任)

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。

- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に参加し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

(通知義務)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間(1ヶ月以上)不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃貸人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務

四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務

五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務

六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務

2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されず、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。

一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合

二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合

三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき

四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき

五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合

六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき

七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき

八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき

九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき

十 その他本契約の各条項に違反したとき

3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

一 第12条第1項に規定する確約に反した場合

二 第12条第2項の規定に反した場合

三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合

四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合

(一部滅失等による賃料等の減額等)

第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

(内解約)

第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から3ヶ月分の賃料および

び共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。

4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

(賃貸借期間開始前の解約)

第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の 3 ヶ月分を貸主に支払うものとします。

(契約の終了)

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地震、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。

- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
- 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。

2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡日を事前に貸主に通知しなければなりません。

3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。

4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(明渡し時の原状回復)

第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を除去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)

2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。

3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。

4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(立入り)

第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。

2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。

3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(連帯保証人)

第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が、更新された場合も同様とします。

- 2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。)を1通提出するものとします。
- 3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。
 - 一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報
 - 二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額
 - 三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額
- 6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。
- 7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

(財務状況等の説明)

- 第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- 一 財産および収支の状況
 - 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
 - 三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- 2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

(家賃債務保証業者の提供する保証)

第32条 頭書(7)に記載する家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、貸主および借主は、本契約と同時に当該保証を利用するために必要な手続きを取らなければなりません。

(協議)

第33条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(裁判所)

第34条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

第35条 第34条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(2ページ)するとおりとします。

以上

建物賃貸借契約書 特約(追記)

- ◎本賃貸借契約期間中は借主又は入居者にて貸主指定の賃貸保証会社に加入する事。本賃貸借契約期間中は株式会社USEN TRUSTとの保証委託契約を継続するものとする。尚、保証委託契約にかかる費用(初回/総額賃料100%・更新料/変動・月額手数料/440円/月)は借主の負担とする。又、保証委託契約が何らかの事由により契約が消滅した場合、即時他の保証会社との保証委託契約を締結するものとし、その費用は借主負担とする。入居後の賃料等は貸主指定の金融機関を使用し、毎月末日までに翌月分賃料等を口座引落しとする。
- ◎本賃貸借契約期間中は借家人賠償責任特約付火災保険契約を継続するものとする。尚、火災保険契約にかかる費用は借主の負担とする。
- ◎貸主が適格請求書発行事業者か否かに拘わらず、当該賃貸借契約に付随する消費税の減税又は免税等の対応はできません。また、将来消費税法が改正された場合、消費税率は借主への通知なく当然に変更されます。
- ◎借主の営業活動に関し、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならないものとし、第三者からの苦情等の申出があったときは、借主の責任と負担において、速やかにこれを解決しなければならない。なお、貸主は一切の責任と負担を負わないものとする。また、再三の指摘にも対応せず、改善されない場合は貸主は契約解除できるものとする。
- ◎本賃貸借物件の内容及びその他工事を行う際には予め工事内容が確認できる資料(工事図面等)を提出し、貸主の承諾を得て行うものとする。
- ◎借主は本賃貸借物件を「建設業事務所」として使用するにあたり、所轄する監督県庁による規制及び消防法に基づく消防署等からの指示内容を借主自ら確認して対応するものとし、定められた届出を行い、許可を得た上で営業行為を行うこと。借主がこれらの行政上の手続きを怠り、営業行為の開始及び営業継続できない事態に至った場合、借主は貸主及び仲介業者に対して何らの請求も行わないものとする。
- ◎消防法に関しては消防法を遵守し、借主にて調査し、管轄する消防局へ使用開始等、営業に必要な書類等を借主によって提出し、営業するものとする。これらに要する費用は借主の負担とする。
- ◎本賃貸借物件は都市計画区域内「第二種住居地域」「準防火地域」に存する事を借主は予め承知するものとする。
- ◎本賃貸借物件は屋外広告物区域内「第一種許可区域」に存する事を借主は予め承知するものとする。
- ◎対象不動産の地域は現時点では津波災害警戒区域の指定はありませんが、今後都道府県が区域を指定する場合があります。
- ◎本物件隣接地及び周辺土地建物は第三者の所有であり、将来周辺の環境(日影・眺望・通風・採光・電波受信等)は変更する可能性があることを予めご了承ください。
- ◎貸主は期間満了の6ヶ月前迄に、借主は3ヶ月前に文書で申し入れる事により契約を解除する事が出来る。尚、左記の予告期間に不足する時、借主は、その申入れ日の3ヶ月後の末日までの賃料、共益費を支払う。日割計算はしないものとする。
- ◎貸主は期間満了の6ヶ月前迄に、借主は3ヶ月前迄に相手方に対し、書面による更新しない旨の申し出を行わない限り、本賃貸借契約は2年間自動更新され、以後も同様とする。
- ◎借主が排出するゴミについては、借主の責任と負担において処理するものとする。尚、ゴミ収集までの間は、室外にて保管するものとする。
- ◎使用の際には、水洗用トイレトイレットペーパー以外を使用しないこととする。ティッシュペーパー・紙おむつ・たばこの吸い殻等を持ち込まず、配水管の詰まりやそのほかの設備に故障が生じる可能性があります。
- ◎テレビ受信対策、電話引込工事、インターネット使用、ケーブルテレビ等にかかる諸費用は全て借主の負担とする。又、左記手続きは借主の責任において行うものとする。
- ◎エアコン・電灯・シンク・シャワー便座については残置物であり、貸主は性能保証及び修理はしないものとする。借主は各残置物の修理、交換新設置ができるものとし、その費用および古い残置物の撤去・廃棄費用は借主で負担し、貸主に請求しない。但し、借主は随時報告を貸主にしたうえで、行うものとする。また、本物件から借主が退去する際、貸主は前記の破棄した残置物の原状回復を求めない。前記で取替えた設備は、本物件から借主が退去する際に借主はこれを撤去することができる。
- ◎本契約終了時、借主は本物件に付加した看板や設備等を借主の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、原状回復をしなければならない。但し、貸主との協議の結果、付加した設備の残置が認められる時はこの限りではない。その場合、原状回復を免除した什器・備品等の一切の買取請求権を借主は放棄するものとする。借主が賃借後に行った工事部分に関しては、借主の工事業者にて原状回復の施工を行うことを貸主は承諾するものとする。
- ◎貸主の承諾を得ることなくおこなわれた修繕についての費用は貸主に請求することができない。
- ◎本物件に対する借主(使用者・利用者等を含む)の故意・過失による損害は借主が賠償する。
- ◎現状の鍵を勝手に変更してはならないものとする。事前に貸主(管理者)に承諾の上、スペアキーを渡さなければならない。貸主から貸与された全ての鍵の内1本でも貸主に返却できなかった場合は、紛失の本数にかかわらず鍵交換費用として20,000円+税を負担するものとする。
- ◎本賃貸借面積は、平面図より簡易計算した面積の為、実測した際、契約面積と差異があったとしてもそれに伴う賃料の増減、解約等はできないものとする。
- ◎本契約は貸主、借主、連帯保証人の署名、押印が全て完了した時点で効力を有するものとする。
- ◎借主は、賃貸物件の一部が利用できなくなったときは直ちに貸主に通知するものとし、貸主は借主と協議の上、利用不能部分の割合を確定するものとする。借主が上記の通知をするまでは、利用不能部分があっても賃料は減額されないものとする。但し、2階は対象外とし、貸主は構造躯体(損傷・損耗・毀損等)・雨漏り以外は一切の責任を負わないものとする。
- ◎貸主の承諾を得ることなくおこなわれた修繕についての費用は貸主に請求することができない。
- ◎借主は、賃貸物件の一部が利用できなくなったときは直ちに貸主に通知するものとし、貸主は借主と協議の上、利用不能部分の割合を確定するものとする。借主が上記の通知をするまでは、利用不能部分があっても賃料は減額されないものとする。
- ◎半年未満における解約の場合は、違約金として月額賃料の2か月分、半年以上1年未満における解約の場合は月額賃料の1か月分の短期解約違約金を借主は貸主に支払うものとする。
- ◎本賃貸借契約を巡る紛争は、貸主が指定する地方裁判所()を管轄裁判所とする。
- ◎現状渡しとする。

余白

鍵預かり証

年 月 日

賃貸人 様

の鍵を下記のとおり、お預かりしました。

項目名	本数	備考
玄関キー	1	
シャッター	1	

物件解約時明渡しの際、お預かりした鍵（複製した鍵も全て）をご返却致します。

賃借人

住所 大阪府堺市 [REDACTED]

名前 鈴木 厚

電話 [REDACTED]



本通知書提出後は解約日の変更はできません
 解約日が確実に決まりましたら下記に必要事項を記入のうえ当社宛にご送付ください

解約通知書

年 月 日

貸主 _____ 様

私は現在賃借中の下記物件について下記解約日をもって賃貸借契約を解約し本物件を明渡したく
 ご通知いたします。尚 明渡しに際しては公共料金等を清算し家財一切を搬出し鍵(複製鍵を含む)を
 すべて返却いたします。

万一不履行の場合は別紙契約書に基づきいかなる処置を取られても異議を申し立て致しません。

物件名	
解約理由	
解約日	*解約日無記入の場合解約通知を受けたことになりませんので必ずご記入ください 年 月 日 までの賃料等のお支払いを致します
明渡日	*明渡当日は当社担当が立ち会い鍵の返却を受けます *明渡確認書に署名・捺印をいただきますので認印をご用意下さい 年 月 日 時 分 に部屋を明渡し致します
契約者住所	〒 _____
契約者名	TEL: ()
勤務先名	TEL: ()
入居者 (法人の時)	入居者名: _____ 自宅 TEL: ()

【敷金返還金振込先】

振込先金融機関名・支店名			
口座種別		口座番号	
口座名義人・フリガナ			

【転居先】

住所	
TEL	()

681-1.解約通知書(K)
 (公社)全日本不動産協会 2004



ドライブアシスト(個人用自動車保険) ご契約内容確認書

東京都港区南青山二丁目6番地21号
楽天クリムゾンハウス青山

Rakuten 楽天損害保険株式会社

お客さまのご契約内容は作成日時時点で以下のとおりとなっております。ただし、ご契約を「変更」または「解約」されたときは、その情報が反映されていない場合がありますので、ご了承ください。ご不明な点がございましたら、お問い合わせ窓口までご連絡ください。

作成日：2026年2月3日

保険契約者

氏名	松木 僚 様		
生年月日	■■■■	性別	男性
住所	〒■■■■	大阪府堺市	■■■■
電話番号1	■■■■	電話番号2	-
メールアドレス	ryo.g1218@gmail.com		

ご契約の内容

契約状況	有効	契約締結日	2025年10月7日
証券番号	69406030603		
代理店	楽天インシュアランスプランニング	代理店電話番号	0120-560-650
契約の種類	ドライブアシスト(個人用自動車保険)		
保険期間	2025年11月19日 午後4時 から 2026年11月19日 午後4時 まで 1年間		

被保険者(保険の補償を受けられる方)に関する事項

ご契約に被保険者の範囲については「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご覧ください。
★の項目の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。
ご通知がなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

記名被保険者	契約者と同じ		
生年月日	契約者と同じ	年齢区分	30才以上39才以下
免許証の色	■■■■	★個人法人区分	個人
車両所有者	契約者と同じ		
車検証上の使用者	契約者と同じ		

ご契約の補償の対象となる運転者の条件

◆1~3の方の業務に従事中の使用人は、運転者年齢条件特約が適用されますのでご注意ください。

運転者年齢条件特約	26才以上補償		運転者に関する特約		運転者本人限定特約	
	運転者の年齢					
運転者の範囲	20才以下	21才~25才	26才~34才	35才以上		
1. 記名被保険者	×	×	○	○		
2. 1.の配偶者	×	×	×	×		
3. 1.~2.の同居の親族	×	×	×	×		
4. 1.~3.以外の方◆	×	×	×	×		

ご契約のお車(被保険自動車)

★用途車種	自家用小型乗用車	★使用目的	通勤・通学使用
車名	ノート	仕様	-
★登録番号	■■■■	型式	E12
車台番号	■■■■	初度登録(検査)年月	2024年11月
排気量	-		
車検満了日	-		
機械装置	-	保険金額	-
料率クラス	車両:- 対人:8 対物:6 傷害:7		
契約時(車両入替後)オドメーター値	70,528km		

保険料の払込方法・保険料の内訳

合計保険料	61,460円	年間保険料	-
払込方法	一時払	集金方法	クレジットカード

ご契約に適用される割増引・料率

ノンフリート・フリート	ノンフリート	等級(ノンフリート等級)	7F等級
ノンフリート等級割増引率	割引27%	事故有係数適用期間	0年
★適用料率・割増引	前年走行距離11,000km超16,000km以下 ダイヤモンド会員向け新規インターネット割引(30%) 新車割引 無事故割引		

ご契約のお車の損害の補償内容と保険金額

補償内容を表示しています。詳細な補償内容については「ご契約のしおり(個人用自動車保険普通保険約款および特約)」をご覧ください。

相手方への賠償[賠償責任の保険]

対人賠償責任保険	○ 無制限(1名につき)		
対物賠償責任保険	○ 無制限(1事故につき)	対物賠償責任保険 自己負担額	0万円

ご自身・同乗者の補償[傷害の保険]

人身傷害保険	○ 3,000万円(1名につき)	搭乗者傷害(特約)	-
無保険車傷害(特約)	○ 2億円(1名につき) 人身傷害保険が優先して適用されます	自損事故傷害(特約)	人身傷害保険で補償します

お車の補償[車両の保険]

車両保険の種類	-	車両保険金額	-
車両保険 自己負担額	-		
自動車との接触・衝突	-		
火災・爆発	-		
盗難	-	単独事故	-

お車に関するその他の補償

ドアアシスタンス	○ 補償されます	事故・故障時レンタカー費用(特約)	-
----------	----------	-------------------	---

ご契約に適用される特約・その他

特約・その他

人身傷害死亡・重度後遺障害時緊急支援費用補償特約

ファミリーバイク特約（自損傷害）
※搭乗時の事故には人身傷害保険は適用されません

対物超過修理費用補償特約

自動車事故弁護士費用等補償特約

他車運転危険補償特約

ロードアシスタンス特約

インターネット通信販売特約

保険証券の発行に関する特約

保険料の払込みにおけるポイントの使用に関する特約

保険料の払込みにおけるポイントの使用に関する特約は、お申込時にポイント利用を希望された場合に適用されます。
※その他の自動セットされる特約については、ご契約のしおりをご確認ください。

■ご契約に関してはこちらへ

お問合せ窓口

楽天保険の総合窓口

0120-115-603

AIオペレーターによる自動音声受付 24時間365日

オペレーターの受付時間 9:00~18:00（年末年始を除く）

■事故の受付はこちらへ

楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル

0120-120-555

受付時間：24時間・365日いつでも

出張報告書

令和7年 6月 26日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 堺市議会議員団 ・ 松木僚

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的

- ①地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の取組み事例
- ②市街化調整区域の利活用・規制緩和事例
- ③堺市で進めている SMI（堺・モビリティ・イノベーション）プロジェクト全国での取り組みや成功事例、今後の展望について
を調査し、堺市の課題解決に寄与する。

2. 期間 令和7年 6月 26日（木）～ 令和7年 6月 27日（金）

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	6月26日（木）	14:00～15:30	東京都 衆議院第一議員会館 B1F 第8会議室
②	6月27日（金）	11:00～12:00	東京都 衆議院第一議員会館 B1F 第8会議室
③	月 日 ()	～	
④	月 日 ()	～	

4. 面談者

警衛局経営政策課 調査官 XXXXXXXXXX

農村振興局農村計画課 課長 XXXXXXXXXX

土地利用計画班課長補佐 XXXXXXXXXX

農地転用班 課長補佐 [REDACTED]

都市局街路交通施設課 [REDACTED] 課長保佐、 [REDACTED] 公共交通係長

物流・自動車局 技術・環境政策課 [REDACTED] 自動運転戦略室長

企画・電動化・自動運転参事官室 [REDACTED] 専門官

総合政策局 地域交通課 [REDACTED] 本地域交通計画調整官

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

令和7年6月26日(木) 東京都 衆議院第一議員会館B1F第8会議室

(1) 農地の効率化について

①地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)の取組み事例

②市街化調整区域の利活用・規制緩和事例

地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)の運用事例および、市街化調整区域における利活用・規制緩和の取組について、関係省庁および専門機関から説明を受けた。これらの取組は、農業従事者の高齢化や担い手不足、分散錯圃の解消、遊休農地の発生防止といった全国的課題に対し、地域が主体となって持続可能な農業経営体制を構築するための重要な仕組みである。

まず、地域計画についてである。令和5年の農業経営基盤強化促進法の改正により、従来の「人・農地プラン」が法定化され、地域ごとに「誰がどの農地をどのように利用するのか」を明確に示す「目標地図」として再構築された。これは、農地の出し手・受け手を整理し、地域の合意形成を通じて効率的な農地利用を実現するものである。

計画策定にあたっては、農業者に加え、後継者、女性、若年層、新規就農希望者、JA、農地バンク、土地改良区など、多様な関係者が協議の場に参画することが重視されていた。視察先では、こうした協議体が毎年継続的に開催され、地域内の状況変化に応じて目標地図を更新する体制が整備されていた。相続や転出、経営形態の変更などが生じた場合にも、迅速に反映できる仕組みが構築されており、行政と地域が一体となった実効的なPDCAサイクルの運用が進められていた。

また、地域計画は単なる農地整理にとどまらず、地域経営全体の再設計を促す仕組みとして機能していた。担い手の団地化、農地バンクを通じた貸借の標準化、機械化や作業効率の向上などにより、地域全体の農業生産性と収益性の向上が見られた。さらに、農地集約に合わせて国の補助制度を活用し、基盤整備や高収益作物への転換、スマート農業技術の導入など、地域特性に応じた多様な取組が進められていた。こうした一連の流れは、地域が主体的に将来の農業構造を描き、それを実現するための具体的な行動計画をもつことの重要性を示している。

次に、市街化調整区域における利活用および規制緩和の取組である。これまで市街化調整区域は、都市的な開発が原則として抑制されてきたが、地域の活力を維持する観点から、公益性や地域貢献性を前提にした柔軟な運用が広がっている。視察先では、農業関連施設や直売所、農福連携型の就労施設、地域物流拠点、防災倉庫などを、既存の農地・施設と一体的に整備する事例が紹介された。これらは、地域農業を守りながら雇用を創出し、生活機能を補完する取組として評価されていた。印象的だったのは、農地の保全と活用の両立を図る考え方が、地域の合意形成を前提として運用されていた点である。地元農家や土地所有者の理解を得ながら、小規模でも地域に必要な機能を整備し、農業の継続と地域生活の利便性を同時に確保していた。

こうした柔軟な土地利用の考え方は、今後の地方都市における持続可能なまちづくりの一つの方向性を示すものであると感じた。

今回の出張を通じ、地域計画は地域の土地利用、産業、環境、福祉を包括的に見直すための「地域経営の指針」として位置付けられていることを改めて認識した。農地を守りながら、地域の活力を維持・発展させるためには、行政、農業者、関係団体、地域住民がそれぞれの立場で役割を果たし、連携して取り組むことが不可欠であると感じた。

令和7年6月27日（金） 東京都 衆議院第一議員会館 B1F 第8会議室

（2）自動運転の普及・拡大に関する取り組みについて

①堺市で進めている SMI（堺・モビリティ・イノベーション）プロジェクト全国での取り組みや成功事例、今後の展望について

自動運転技術をめぐる議論の主軸が、「技術的に可能かどうか」から「どのように安全に、持続的に運行できるか」へと移っていた。2023年の道路交通法改正により、レベル4の自動運転が法的に位置付けられ、2025年度までに全国50地域での実装を目指す政府方針が示されている。これは単なる技術開発の段階を超え、地域公共交通の維持、ドライバー不足への対応、交通事故の削減、観光や福祉動線の再構築といった社会課題を包括的に解決する政策としての段階に入ったことを意味している。また、交通事故の約9割が運転者起因であるという事実を踏まえると、自動運転の普及は利便性の向上にとどまらず、命を守る仕組みの構築につながるものである。高齢化が進む堺市のような都市では、免許返納後の移動手段の確保、通院や買い物支援、子どもの通学・教育支援教室へのアクセス確保など、生活の基盤を支える手段として大きな意義を持つと考えられる。今後のまちづくりでは、「便利さ」と「安全」を両立させ、を社会基盤の一部として位置づける発想が重要であると感じた。

制度面では、①技術基準の高度化（国際基準との整合）、②自治体支援による実証拡大、③道路インフラとの連携（路車協調・信号情報提供など）が三本柱として整理されていた。特に、「専用空間からの段階的実装」が現実的な手法として強調されており、公園や港湾、空港、団地内など、歩車分離が取りやすい環境から導入を進めることで、安全性を確保しながら一般道路への拡大を目指す考え方が共有されていた。現場での運用に関する報告も多く、遠隔監視1名で複数台を管理するシステム設計や、トラック隊列走行、小型自動運転車両（ナビヤ・ポンチョ等）の運行など、既に実証が進んでいる。今後の課題として、これらを地域の日常的な移動手段としてどう位置づけるか、また、需要に応じたオンデマンド運行と定時運行をどう組み合わせるかが挙げられた。運行コストと社会的便益（事故防止、移動困難者支援、CO₂削減等）を定量的に比較できる評価指標の設計が、自治体としての判断材料となる点も印象的であった。

これらの学びを踏まえると、堺市の SMI（堺・モビリティ・イノベーション）プロジェクトは、まさにこうした全国的な潮流と整合した方向で進められているといえる。堺都心ラインや

美原ラインでの実証運行、3D 都市モデルによる安全検証、住民参画型の意見募集などは、自動運転の段階的実装の要件を満たして、今後の発展可能性を再確認することができたことは意義深い。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

7-19、7-20、7-21

出張報告書

令和8年 4月 7日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 堺市議会議員団 松木僚

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的

- ①北九州グローバルゲートウェイ（KGG）の取組事例
- ②福岡市みどり経営基本方針について
- ③福岡市博物館リニューアル推進事業について
- ④公共施設の耐震化について

2. 期間 令和8年 1月 13日（火）～ 令和8年 1月 14日（水）

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	1月13日（火）	14:00～15:00	北九州市 北九州グローバルゲートウェイ
②	1月14日（水）	10:00～12:00	福岡市 福岡市役所議会棟7階第4応接室
③	月 日（ ）	～	
④	月 日（ ）	～	

4. 面談者

【北九州グローバルゲートウェイ】

セイハネットワーク株式会社 館長 XXXXXXXXXX

セイハホールディングス株式会社 ゼネラルマネージャー XXXXXXXXXX

【福岡市博物館】

運営課長

主査

【福岡市水道局】

計画部事業調整課事業調整係長

配水部整備推進課整備推進係長

【福岡市道路下水道局】

下水道企画課事業計画係長

管理部道路維持課アセットマネジメント係長

【福岡市住宅都市みどり局】

みどり推進部みどり活用課長

係長

Park-PFI 推進課長

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

令和8年1月13日（火） 北九州市 北九州グローバルゲートウェイ（KGG）

（1）北九州グローバルゲートウェイ（KGG）視察

①北九州グローバルゲートウェイ（KGG）の取組事例

北九州グローバルゲートウェイ（KGG）は、THE OUTLETS KITAKYUSHU内に設置された英語教育・国際交流拠点施設であり、セイハネットワーク株式会社が運営を担っている。館長の■■■■氏より、施設の設立経緯や運営方針、利用状況について説明を受けた。KGGは、子どもから大人まで幅広い世代が「英語を使う体験」を通じて国際感覚を養うことを目的としており、商業施設内という立地を活かし、買い物ついでに気軽に立ち寄れる環境を整えている点が特徴的であった。

施設内では、ネイティブ講師による英会話プログラムのほか、異文化体験ワークショップ、海外の文化や生活を疑似体験できるブースなどが設けられていた。特に印象的だったのは、従来の「教室型」英語教育ではなく、日常的なシーンを再現した空間の中で自然に英語を使う機会を創出している点である。こうした体験型の学習は、語学習得の動機づけとして非常に効果的であり、学校教育の補完的役割を果たしている

北九州市は製鉄業を中心とした産業都市としての歴史を持つが、近年はグローバル人材の育成や外国人住民との共生が課題となっている。KGGのような施設が商業施設内に設置されることで、市民が日常的に国際交流に触れる機会が生まれ、多文化共生の意識醸成につながっている。堺市においても、子どもの国際感覚を育む場や、地域住民が気軽に異文化に触れることのできる拠点の整備は、今後のまちづくりにおいて検討すべき施策である

令和8年1月14日（水） 福岡市 福岡市役所議会棟7階第4応接室

（2）福岡市みどり経営基本方針について

①福岡市みどり経営基本方針の取組事例

②福岡市博物館リニューアル推進事業について

③公共施設の耐震化について

福岡市住宅都市みどり局のみどり活用課長・■■■■氏、Park-PFI推進課長・■■■■氏より、「福岡市みどり経営基本方針」および「都心の森1万本」プロジェクト、Park-PFI制度の活用事例について説明を受けた。福岡市では、都心部における緑の量と質を抜本的に向上させるため、天神ビッグバンや博多コネクティッドなどの都市再開発と連携した緑化推進を進めていた。特に注目したのは、Park-PFI制度を活用した公園の再整備である。福岡市では「都心の森1万本」を掲げ、再開発ビルへの緑化誘導（容積率のインセンティブ活用）、市民協働による植樹活動、公園へのPark-PFI導入による民間活力の活用という3つのポイントで施策を展開していた。Park-PFI事業では、公募設置管理制度を活用し、民間事業者がカフェやレストラン等の

収益施設を整備・運営する代わりに、公園の整備や維持管理費用を負担する仕組みが導入されていた。これにより行政の財政負担を抑えつつ、公園の魅力向上と賑わい創出を同時に実現している点が印象的であった。

続いて、福岡市博物館のリニューアル推進事業について、経済観光文化局博物館運営課長の■■■■氏および主査の■■■■氏より説明を受けた。福岡市博物館は平成元年（1989年）の開館から30年以上が経過し、設備の老朽化や技術的な陳腐化への対応が課題となっていた。リニューアルの基本方針として、①文流と多様性が集まる拠点の過去～現在～未来にわたるストーリーを発信する、②すべての人の学び・楽しみを支え人との関わり合いを豊かにする、③雑多・混沌をより有効に活用し博物館とエリアの魅力を高める、という3つの目標が掲げられていた。事業手法としてはPFI-R0（Rehabilitate-Operate）方式が採用され、事業費は約207億円、事業期間は令和8年2月から令和26年3月末までの18年間という長期契約となっていたのが特徴的だと感じた。博物館としての役割として、貴重な文化財や寄付されるものを保管し維持していく意義もあることを改めて学んだ。

最後に、公共施設の耐震化について、福岡市水道局および道路下水道局より説明を受けた。水道局の■■■■係長・■■■■係長からは、水道管路の耐震化計画と進捗状況について説明があった。福岡市の水道事業は給水人口約163万人を擁し、管路延長は約1,488kmに及ぶ。基幹管路の耐震適合率は令和5年度時点で約62%であり、令和7年度から令和10年度の次期計画では目標を引き上げて整備を加速する方針が示された。特に、配水本管やバイパス管の二重化による冗長性の確保、浄水場から配水池までの基幹施設の優先的な耐震化、さらには災害時の応急給水体制の構築（水道局BCP）が重要な柱として位置付けられていた。道路下水道局の■■■■係長・■■■■係長・■■■■氏からは、下水道施設および道路構造物の耐震対策について報告があった。下水道については、処理場やポンプ場といった重要施設の耐震化に加え、マンホールの浮上防止対策や管路の耐震継手への更新が計画的に進められていた。道路構造物については、橋梁のアセットマネジメントの考え方にに基づき、予防保全型の維持管理への転換が図られている点が参考になった。従来の事後対応型から、点検データに基づく計画的な補修・補強へと移行することで、ライフサイクルコストの縮減と安全性の向上を両立させていた。今回の視察を通じ、北九州市のKGGにおける国際教育拠点の整備、福岡市のみどり経営基本方針に基づく都市緑化とPark-PFI推進、博物館のPFI-R0方式によるリニューアル事業、そして上下水道・道路の耐震化という多岐にわたる先進事例を学ぶことができた。いずれも堺市が直面する課題と共通するテーマであり、今後の政策提言や委員会活動に活かしていきたい。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

2-22、2-23、2-24